



# 社会保険の定時決定と 年間報酬による算定方法



社会保険のうち、健康保険・介護保険・厚生年金保険については、被保険者の報酬をいくつかに分けた標準報酬月額表にあてはめて保険料が決定されますが、原則として全被保険者について毎年1回、定期的に保険料の見直しが行われます。この見直しのことを定時決定（算定基礎）といい、今年もまもなくこの時期がやってきます。そこで今回は、定時決定の原則的な取扱いと年間報酬の平均で算定する方法について確認しておきましょう。

## 1. 定時決定の方法

定時決定の対象となるのは、原則として毎年7月1日時点の被保険者です。算定基礎届が年金事務所から事業所に送付されるため、これに4月から6月までの3ヶ月間に支払った報酬額等を記入し、提出します。この3ヶ月の報酬額の平均を標準報酬月額表にあてはめることで、当年9月から翌年8月まで1年間の標準報酬月額が決定されます。

## 2. 特例として認められる保険者算定

定時決定の原則は上記のとおりとなりますが、実務においては通常の方法では算定することが困難なケースや、4月から6月までの報酬額が他の通常月の報酬額と著しく変動し、そこで保険料を算定することが不当となるケースがあります。例えば、新年度に需要が多い引越業や不動産業、決算と入退社手続が重なる総務部等は4月から6月が繁忙期となり、その期間の報酬額で年間の保険料を算定するのは相対的に保険料が高額になることから不合理です。この対策として「保険者算定」という日本年金機構等の保険者がその額を算定する特例の取扱いが設けられています。

## 3. 年間報酬の平均で算定する 保険者算定

この保険者算定にはいくつかのタイプがありますが、その中の一つに、過去1年間に支払われた報酬額を平均して算定する方法があります。この方法は、先ほど挙げた例のように業務の性質上、季節的に報酬額が変動することにより、通常の方法によって標準報酬月額の算定を行うことが実態とかけ離れたものとなる場合に適用できる制度です。この特例は、以下の3つの要件をすべて満たした際に適用することができます。

- ① 通常の定時決定と過去1年間の報酬の平均との標準報酬月額の違いが2等級以上あること
- ② ①の差が業務の性質上例年発生するものであること
- ③ 年間報酬の平均で算定することを被保険者（従業員）が同意していること

この特例を適用する際には、③にあるとおり被保険者の同意が必要であるため、算定基礎届と共に、事業主の申立書と被保険者の同意書を提出することが必要です。適用の可能性がある場合、まずは要件に該当するかを確認しましょう。

平成27年の算定基礎届の届出においては、新たに法人登記簿等に記載される会社法人番号や法人区分等を算定基礎届総括表に記載しなければなりません。場合によっては情報を取り寄せる必要があるため、早めに確認しておきたいものです。